

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

平成 28 年 7 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも  
氏 名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成28年8月1日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

## 接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

新	旧
<p>第1章 総則 (約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社の指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下、「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下、「接続料」といいます。）及び接続条件（当社の指定電気通信設備に当社の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこととします。）についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下、「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の指定電気通信設備との接続に関する協定（以下、「協定」といいます。）を締結し、当社の指定電気通信設備との接続を行います。</p> <p><u>2 前項の規定のほか、当社は、当社の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続条件をこの約款に定める場合があります。</p>	<p>第1章 総則 (約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社の指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下、「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下、「接続料」といいます。）及び接続条件（当社の指定電気通信設備に当社の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこととします。）についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下、「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の指定電気通信設備との接続に関する協定（以下、「協定」といいます。）を締結し、当社の指定電気通信設備との接続を行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続条件をこの約款に定める場合があります。</p>

## 接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

新		旧	
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>		<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>	
用 語	意 味	用 語	意 味
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
<u>55 業務支援システム</u>	<u>F O M A 特定接続契約又は X i 特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更を行うシステム</u>		
<u>56 U S I M カード</u>	<u>F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する F O M A カード又はドコモ U I M カードであって、当社が協定事業者を通じて F O M A 特定接続契約者又は X i 特定接続契約者に貸与するもの</u>	なし	

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p>第 3 章 協定の締結手続き等</p> <p><u>第 5 節の 2（試験）</u></p> <p><u>（試験の実施）</u></p> <p><u>第 25 条の 3 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断した場合は、別に定める方法により試験を実施することとします。</u></p> <p><u>2 前項の試験の結果、当社又は接続申込者が当該接続等の正常性等を確認できないと判断した場合は、当該接続等を開始しないことがあります。</u></p> <p><u>3 当社及び接続申込者は、第 1 項の試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</u></p>	<p>第 4 章 標準的接続期間</p> <p><u>（試験の実施）</u></p> <p>第 29 条の 2 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込み者が判断した場合は、別に定める方法により試験を実施することとします。</p> <p>2 前項の試験の結果、当社又は接続申込者が当該接続等の正常性等を確認できないと判断した場合は、当該接続等を開始しないことがあります。</p> <p>3 当社及び接続申込者は、第 1 項の試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p>

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p><u>（移動無線装置に係る確認試験の実施）</u></p> <p><u>第 25 条の 4 当社及び接続申込者は、MVNO サービス契約者が指定する移動無線装置を、接続申込者が自ら調達し取り扱うことを業とする場合であって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断したときは、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。</u></p> <p><u>2 当社及び接続申込者は、前項の確認試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</u></p> <p><u>3 当社は、接続申込者が自ら調達した移動無線装置に生じる一切の不都合について、責任を負いません。</u></p> <p><u>4 当社は、第 1 項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</u></p>	<p><u>（移動無線装置に係る確認試験の実施）</u></p> <p>第 29 条の 3 当社は、MVNO サービス契約者が指定する移動無線装置を、接続申込者が自ら調達し取り扱うことを業とする場合であって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社が判断したときは、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。</p> <p>2 当社及び接続申込者は、前項の確認試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>3 当社は、接続申込者が自ら調達した移動無線装置に生じる一切の不都合について、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、第 1 項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p>

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p>第 3 章 協定の締結手続き等</p> <p><u>第 5 節の 3（業務支援システムの利用に関する申込み等）</u></p> <p><u>（業務支援システムの利用に関する申込み）</u></p> <p><u>第 25 条の 5 接続申込者（仮想携帯電話事業者に限ります。以下、この節において同じとします。）は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社が指定する事務取扱所に行うことができます。</u></p> <p><u>2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者と、その利用に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。</u></p> <p><u>（U S I Mカードの貸与に係る請求）</u></p> <p><u>第 25 条の 6 接続申込者は、U S I Mカードの貸与に係る請求を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。</u></p> <p><u>2 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者と、その請求に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。</u></p>	<p>なし</p>

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 <u>料金及び工事又は手続きに関する費用等</u> (料金等)</p> <p>第 51 条 当社が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及び <u>USIMカードの貸与に係る費用</u> を設定します。</p> <p>(中略)</p> <p><u>第 3 節の 2 その他の費用の支払義務</u> (ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 56 条の 2 (中略)</p> <p><u>(USIMカードの貸与に係る費用の支払義務)</u></p> <p><u>第 56 条の 3 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第 25 条の 6 (USIMカードの貸与に係る請求) 第 2 項に規定する契約に基づき、USIMカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは料金表第 3 表（その他の費用）第 1 (USIMカードの貸与に係る費用) に規定する USIMカードの貸与に係る費用の支払いを要します。</u></p>	<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用並びにユニバーサルサービス料 (料金等)</p> <p>第 51 条 当社が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> <p>2 当社が設定する料金は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する接続料金とし、網使用料及び網改造料とします。</p> <p>3 当社が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第 2 表（工事費及び手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料を設定します。</p> <p>第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 56 条の 2</p>



## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p>(料金等の支払い)</p> <p>第 60 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料<u>又は U S I M カードの貸与に係る費用</u>をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。</p> <p>ただし、第 62 条のただし書きに規定する料金額の適用が見込まれるときその他料金等の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	<p>(料金等の支払い)</p> <p>第 60 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息又はユニバーサルサービス料をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。</p> <p>ただし、第 62 条のただし書きに規定する料金額の適用が見込まれるときその他料金等の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>

接続約款新旧対照表（8/1改正）案

新	旧
<p>第15章 雑則 （個別契約事業者に対する契約者情報の提供）</p> <p>第82条</p> <p>3 当社は、協定事業者からFOMAサービス、Xiサービス及びワイドスター通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第1項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を<u>電子ファイルにより</u>提供します。ただし、この場合において第1項第1号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第1項第2号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。</p> <p>（1）協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、<u>電子ファイル</u>（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り。）により提供すること。</p>	<p>第15章 雑則 （個別契約事業者に対する契約者情報の提供）</p> <p>第82条</p> <p>3 当社は、協定事業者からFOMAサービス、Xiサービス及びワイドスター通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第1項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を提供します。ただし、この場合において第1項第1号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第1項第2号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。</p> <p>（1）協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、磁気媒体又は電子ファイル（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り。）により提供すること。</p>

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p>第 15 章 雑則</p> <p><u>（接続協議等に関する情報等の提供）</u></p> <p>第 87 条 当社は、接続協議等に関する情報及び F O M A サービス又は X i サ ービスの営業区域に関する情報をインターネットホームページ等において掲 示します。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第 25 条の 4（<u>移動無線装置に係る確認試験の実施</u>）に規定する移動無線装置との 確認試験の実施、第 25 条の 5（<u>業務支援システムの利用に関する申込み</u>） に規定する業務支援システムの利用、第 25 条の 6（<u>U S I M カードの貸与 に係る請求</u>）に規定する U S I M カードの貸与に係る請求、又は当社の電気 通信設備における通信障害等により影響を受けるおそれのある利用者に対す る説明に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。</p> <p><u>ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではあり ません。</u></p>	<p>第 15 章 雑則</p> <p>なし</p>

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

新	旧
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>（消費税相当額の加算）</p> <p>1 第 53 条（従量制の網使用料等の支払義務）から <u>第 56 条の 3（USIM カードの貸与に係る費用の支払義務）</u> までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>（消費税相当額の加算）</p> <p>1 第 53 条（従量制の網使用料等の支払義務）から第 56 条の 2（ユニバーサルサービス料の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>

接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

新				旧				
料金表				料金表				
第1表 接続料金				第1表 接続料金				
第1 網使用料				第1 網使用料				
1 適用 (略)				1 適用 (略)				
2 料金額				2 料金額				
区 分	単 位	料金額	備 考	区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 通話モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.052808円</u>	-	(1) 通話モード接続機能	1秒ごとに	0.052831円	-	
(2) 64kb/sデジタル通信モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.095056円</u>	-	(2) 64kb/sデジタル通信モード接続機能	1秒ごとに	0.095096円	-	
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	<u>0.50478円</u>	-	(3) ショートメッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	0.50499円	-	
(4) 衛星電話接続機能	略			(4) 衛星電話接続機能	略			
(5) MNP転送機能	1秒ごとに	<u>0.012306円</u>	-	(5) MNP転送機能	1秒ごとに	0.012312円	-	
(6) F O M A 直収 パケット 接続機能	ア GTP接続する場合	(ア) 10Mb/sのもの	<u>784,887円</u>	月額	ア GTP接続する場合	(ア) 10Mb/sのもの	785,509円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	<u>78,488円</u>	月額		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	78,550円	月額
	イ ア以外の接続による場合	(ア) 10Mb/sのもの	<u>822,717円</u>	月額	イ ア以外の接続による場合	(ア) 10Mb/sのもの	823,371円	月額
		(イ) 10Mb/sを	<u>82,271円</u>	月額		(イ) 10Mb/sを	82,337円	月額

接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

		超える1.0Mb/s ごとに					超える1.0Mb/s ごとに		
(7) X i 直収パケ ット接続 機能	ア GTP接続す る場合	(ア) 10Mb/sの もの	<u>784,887円</u>	月額	(7) X i 直収パケ ット接続 機能	ア GTP接続す る場合	(ア) 10Mb/sの もの	785,509円	月額
		(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/s ごとに	<u>78,488円</u>	月額			(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/s ごとに	78,550円	月額
	イ ア以外の接 続による場合	(ア) 10Mb/sの もの	<u>822,717円</u>	月額	イ ア以外の接 続による場合	(ア) 10Mb/sの もの	823,371円	月額	
		(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/s ごとに	<u>82,271円</u>	月額		(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/s ごとに	82,337円	月額	
(8) ~ (13) 略					(8) ~ (13) 略				

接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

新				旧			
料金表				料金表			
第2表 工事費及び手続費				第2表 工事費及び手続費			
第1 工事費				第1 工事費			
1 適用 (略)				1 適用 (略)			
2 工事費の額				2 工事費の額			
2-1 工事費 (略)				2-1 工事費 (略)			
2-2 算出式 (略)				2-2 算出式 (略)			
2-3 2-2 に適用する作業単金				2-3 2-2 に適用する作業単金			
区分	適用時間帯	単位	内容	区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時30分から18時までの間	一人あたり1 時間ごとに	<u>6,131円</u>	平日昼間	9時30分から18時までの間	一人あたり1 時間ごとに	6,132円
平日夜間	5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間	一人あたり1 時間ごとに	6,889円	平日夜間	5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間	一人あたり1 時間ごとに	6,889円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1 時間ごとに	7,917円	平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1 時間ごとに	7,917円
土日祝日昼夜 間	5時から22時までの間	一人あたり1 時間ごとに	<u>7,213円</u>	土日祝日昼夜 間	5時から22時までの間	一人あたり1 時間ごとに	7,214円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1 時間ごとに	<u>8,241円</u>	土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1 時間ごとに	8,242円
新				旧			

## 接続約款新旧対照表（8/1 改正）案

料金表 第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 2 手続費の額 2-1 手続費				料金表 第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 2 手続費の額 2-1 手続費						
	区 分	単 位	手続費の額	備 考		区 分	単 位	手続費の額	備 考	
(4) 契約者異動情報提供手続費	第82条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を <u>電子ファイルにより</u> 提供する場合の手続きに要する費用	<u>1ファイ ルごとに</u>	10,000円	—	(4) 契約者異動情報提供手続費	第82条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を提供する場合の手続きに要する費用	ア 磁気媒体による提供  イ 電子ファイルによる提供	1巻ごとに  1ファイルごとに	20,000円  10,000円	—  —



接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

新					旧				
料金表					料金表				
第3表 <u>その他の費用</u>					なし				
第1 <u>USIMカードの貸与に係る費用</u>									
1 <u>USIMカードの貸与に係る費用の額</u>									
区 分		単 位	費用の額	備 考					
<u>USIM</u>	<u>USIMカードの貸与に</u>	<u>1枚ごとに</u>	<u>394円</u>	<u>—</u>					
<u>カードの貸与</u>	<u>に係る請求をし、当社が承諾</u>								
<u>に係る費用</u>	<u>したときに要する費用</u>								

## 接続約款新旧対照表 (8/1 改正) 案

新	旧
<p><u>附則 (平成 28 年 7 月 22 日経企第 613 号)</u></p> <p><u>(実施時期)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。</u></p> <p><u>(網使用料の遡及適用に関する特例措置)</u></p> <p><u>2 当社は、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額)</u> <u>に規定する料金額については、第 62 条 (接続料金の遡及適用) の規定に</u> <u>かかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。</u></p>	なし